

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 七 月 二 十 一 日

目 次

規 則

○岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則
○岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則

(秘書広報課)
(人事課)

一 一

告 示

○岐阜県表彰規程の一部改正

(秘書広報課)

二

訓 令 甲

○岐阜県副知事の担任意務等に関する規程

(人事課)

二

規 則

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十一号

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

岐阜県特別表彰金支給規則（昭和四十三年岐阜県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「三人」を「四人」に改め、同条第三項中「副知事」を「足立葉子副知事」に改め、同条第四項中「委員は、」の下に「国枝玄副知事及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則をここに公布する。

令和八年七月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十二号

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条第一項の規定により、知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次に掲げる順序によってその職務を代理

する。 第一順位 足立葉子副知事 第二順位 国枝玄副知事 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	告 示	岐阜県告示第三百四十五号 岐阜県表彰規程（平成十一年岐阜県告示第七百三十九号）の一部を次のように改正する。 令和八年七月二十一日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 第八条第二項中「委員長」の下に「副委員長」を加え、同条第三項中「副知事」を「足立葉子副知事と、副委員長は国枝玄副知事」に改める。 附 則 この規程は、令和八年七月二十一日から施行する。	訓 令 甲	岐阜県訓令甲第二十三号 岐阜県副知事の担任意務等に関する規程を次のように定める。 令和八年七月二十一日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 庁中一般 各現地機関
岐阜県副知事の担任意務等に関する規程 （担任意務） 第一条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 一 共管事務 イ 知事公室（人事及び行政管理に関する事項に限る。）に関する事。 ロ 総務部（財政に関する事項に限る。）に関する事。 ハ その他知事が指定する事項に関する事。 二 岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則（令和八年岐阜県規則第八十二号以下「規則」という。）に規定する第一順位の副知事（以下「第一順位の副知事」という。）の主な担任意務 イ 知事公室（人事及び行政管理に関する事項を除く。）、総合企画部（議会調整及び総合教育会議に関する事項に限る。）、健康福祉部、子ども・女性部、観光文化スポーツ部、農政部（笠松競馬に関する事項に限る。）、県土整備部、都市建築部及び出納事務局に関する事。 ロ 教育委員会、人事委員会、監査委員及び収用委員会との連絡調整に関する事。 三 規則に規定する第二順位の副知事（以下「第二順位の副知事」という。）の主な担任意務 イ 総務部（財政に関する事項を除く。）、総合企画部（議会調整及び総合教育会議に関する事項を除く。）、危機管理部、環境エネルギー生活部、商工労働部、農政部（笠松競馬に関する事項を除く。）、及び林政部に関する事。 ロ 選挙管理委員会、公安委員会、労働委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整に関する事。 （副次的な担任意務等） 第二条 副知事の副次的な担任意務は、次のとおりとする。 一 第一順位の副知事の副次的な担任意務 前条第三号に掲げる事務 二 第二順位の副知事の副次的な担任意務 前条第二号に掲げる事務 2 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その主な担任意務は、他の副知事が担任する。 （事務処理方法） 第三条 第一条第一号に掲げる事務について副知事の決裁等を受ける場合は、原則として両副知事に対して行うものとし、第二順位の副知事、第一順位の副知事の順に受け				

ることとする。

2 第一条第二号又は第三号に掲げる事務について副知事の決裁等を受ける場合は、原則として当該事務を主な担任事務とする副知事に対して行う。

附 則

この訓令は、令和八年七月二十一日から施行する。

令和八年七月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社